社会福祉法人 仙台市社会事業協会 定款

第1章 総 則

(目的)

- 第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者 の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個 人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ 自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的と して、次の社会福祉事業を行う。
 - (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 養護老人ホームの経営
 - (ロ) 特別養護老人ホームの経営
 - (ハ) 母子生活支援施設の経営
 - (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人デイサービス事業
 - (ロ) 老人福祉センターの管理運営
 - (ハ) 認知症対応型老人共同生活援助事業
 - (二) 老人居宅介護等事業
 - (ホ) 保育所の経営
 - (へ) 老人短期入所事業
 - (ト) 老人介護支援センターの受託経営
 - (チ) 障害福祉サービス事業
 - (リ) 幼保連携型認定こども園の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人仙台市社会事業協会という。

(経営の原則等)

- 第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
 - 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者 等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を、宮城県仙台市青葉区葉山町8番1号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人には評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
 - 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名 で構成する。
 - 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の 運営についての細則は、理事会において定める。
 - 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及 び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行 う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する 定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により 退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を 有する。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員に対して、各年度の総額が 500,000 円を超えない範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
 - 2 評議員には、別に定めるとおり、費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第10条 評議員会は次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分

- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、 必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事 長が招集する。
 - 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選により選出する。

(決議)

- 第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員 の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。
- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 16 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
 - 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

- 第16条 この法人には、次の役員を置く。
 - (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を会長、1名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、副会長をもって同法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別の定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び副会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を 作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のもの に関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1)業務上の業務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、別に定めるとおり、費用弁償することができる。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、会長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものに ついては会長が専決し、これを理事会に報告する。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

- 第26条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第27条 理事会に議長を置き、議長はその都度理事の互選により選出する。

(決議)

- 第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半 数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び 収益事業用財産の4種とする。
 - 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 仙台市青葉区葉山町 176 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺一部 5 階建外仙台長生園園舎 1 棟 (4,725.50 平方メートル)

- (2) 仙台市青葉区葉山町 176 番地 2、176 番地 99 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・ルーフィングぶき地下 1 階付 6 階建他仙台楽生園ユニットケア施設群園舎「仙台楽生園・楽園デイサービスセンター・グループホーム楽庵・葉山ヘルパーセンター・葉山ケアプランセンター」 1 棟 (7,236.76 平方メートル)
- (3) 仙台市青葉区柏木一丁目 49 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建 仙台つばさ荘、柏木保育園園舎 1 階 (532.23 平方メートル)、2、3 階 (998.91 平方メートル) 1 棟

柏木保育園附属建物

仙台市青葉区柏木一丁目 49 番地 1、49 番地 3 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平 家建(190.03 平方メートル)

- (4) 仙台市太白区富沢二丁目 205 番地7所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺2 階建 富沢わかば保育園園舎1棟(473.44平方メートル)
- (5) 仙台市青葉区葉山町 176番2所在の仙台長生園敷地 (10,904.73平方メートル)
- (6) 仙台市青葉区葉山町 124番1所在の仙台長生園敷地 (71.50平方メートル)
- (7) 仙台市青葉区葉山町 176番 99所在の仙台楽生園敷地 (2,290.12平方メートル)
- (8) 仙台市青葉区柏木一丁目 49番1所在の柏木保育園、仙台つばさ荘敷地 (1,107.72平方メートル)
- (9) 仙台市青葉区柏木一丁目 49番9所在の柏木保育園、仙台つばさ荘敷地 (171.90平方メートル)
- (10) 仙台市青葉区葉山町 175 番所在の仙台長生園敷地 (1,314 平方メートル) 持分「30 分の 28」
- (11) 仙台市青葉区葉山町 175 番所在の仙台長生園敷地 (1,314 平方メートル) 持分「30 分の 1」
- (12) 仙台市青葉区葉山町2番所在の仙台長生園敷地(164平方メートル)
- (13) 仙台市青葉区桜ケ丘三丁目 13 番地 2151 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建 仙台むつみ荘園舎 1 棟 1 階 (547.37 平方メートル) 2 階 (510.10 平方メートル)
- (14)仙台市若林区南鍛冶町96番地8所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 仙台保育 園園舎1棟 1階(619.67平方メートル)2階(522.50平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第38条に掲げる公益を目的とする事業及び第39条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な 手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の 承認を得て、仙台市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場 合には、仙台市長の承認は必要としない。
 - 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

- 第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。
 - 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

- 第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日 までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場 合も、同様とする。
 - 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え 置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の 附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監查報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

- 第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持 しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなど を目的として、次の事業を行う。
 - (1) 居宅介護支援事業
 - (2) 地域包括支援センターの受託経営
 - (3) 指定介護予防支援事業
 - (4) 高齢者等に対する生活支援事業
 - (5) 住宅型有料老人ホーム事業
 - 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 収益を目的とする事業

(種別)

- 第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。
 - (1) 不動産賃貸業の経営
 - (2) 仙台理容美容専門学校の経営
 - 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を 得なければならない。

(収益の処分)

第40条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

第9章 解散

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの 解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散(合併又は破産による解散を除く。) した場合における残余財産は、評議 員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財 団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第43条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、仙台市長の認可 (社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係 るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を仙台市長に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、社会福祉法人仙台市社会事業協会の掲示板に掲示するとと もに、官報又は新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則 昭和27年 5月14日認可 附 則 この定款は昭和29年 3月24日から施行する 則 附 この定款は昭和34年 2月 6日から施行する 則 附 この定款は昭和35年 7月 5日から施行する 附則 この定款は昭和39年 2月 6日から施行する 附 則 この定款は昭和41年 9月28日から施行する 附 텕 この定款は昭和45年 6月29日から施行する 則 附 この定款は昭和45年12月10日から施行する 附 この定款は昭和48年 1月16日から施行する 則 附 この定款は昭和48年12月20日から施行する 附 則 この定款は昭和51年 3月22日から施行する 附 則 この定款は昭和51年11月29日から施行する 附 この定款は昭和55年 5月27日から施行する 附 この定款は昭和56年 6月18日から施行する 則 附 この定款は昭和57年 6月17日から施行する 附 則

この定款は昭和59年 6月20日から施行する 附 則

この定款は昭和63年 3月30日から施行する

附 則

この定款は平成 元年 6月12日から施行する 附 則

この定款は平成 2年 7月18日から施行する 附 則

この定款は平成 3年10月 2日から施行する 附 則

この定款は平成 4年10月15日から施行する 附 則

この定款は平成 6年 1月 7日から施行する 附 則

この定款は平成 6年 7月20日から施行する 附 則

この定款は平成 8年 8月 7日から施行する 附 則

この定款は平成 9年 6月12日から施行する 附 則

この定款は平成10年 3月12日から施行する 附 則

この定款は平成10年 5月26日から施行する 附 則

この定款は平成10年12月 4日から施行する 附 則

この定款は平成12年 3月 3日から施行する 附 則

この定款は平成12年 5月16日から施行する 附 則

この定款は平成13年 5月 1日から施行する 附 則

この定款は平成14年 8月23日から施行する 附 則

この定款は平成15年 5月27日から施行する 附 則

この定款は平成15年10月 1日から施行する 附 則

この定款は平成16年 4月 9日から施行する 附 則

平成16年7月30日から就任する評議員19名の任期は、定款第17条の規程に関わらず、平成16年11月12日までとする。

附 則

この定款は平成16年12月 8日から施行する。

附 則

この定款は平成17年10月24日から施行する。 附 則

この定款は平成17年12月13日から施行する。 附 則

この定款は平成18年 2月24日から施行する。 附 則

この定款は平成18年 6月 1日から施行する。 附 則

この定款は平成18年11月13日から施行する。 附 則

この定款は平成19年 4月 1日から施行する。 附 則

この定款は平成22年12月 1日から施行する。 附 則

この定款は平成23年 4月 1日から施行する。 附 則

この定款は平成24年 8月23日から施行する。 附 則

この定款は平成24年11月 1日から施行する。 附 則

この定款は平成25年 5月21日から施行する。 附 則

この定款は平成27年 1月26日から施行する。

附則

この定款は平成28年 1月 7日から施行する。

附 則

この定款は平成28年 6月24日から施行する。

附則

この定款は平成28年12月5日から施行する。

附則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

この定款は、平成29年7月24日から施行する。

附則

この定款は、平成30年3月22日から施行する。

附則

この定款は、平成30年8月16日から施行する。

附則

この定款は、平成31年1月7日から施行する。

附則

この定款は、平成31年2月18日から施行する。

附則

この定款は、平成31年4月22日から施行する。

附則

この定款は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この定款は、令和2年6月25日から施行する。

附則

この定款は、令和3年3月31日から施行する。

附則

この定款は、令和3年6月29日から施行する。